『住民と自治』(通巻681号)1月号付録　2020年1月1日発行　自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所　所報　第204号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ﾎﾟﾗｰﾉ･どんぐり103号　TEL/FAX 0282(83)5060
メール：support@tochigi-jichiken.jp　ホームﾍﾟｰｼﾞ：http://tochigi-jichiken.jp
郵便振替　00170-7-251641　とちぎ地域・自治研究所

○ 子ども虐待のすそ野の広がりと包括的対策(上)　浅 井 春 夫 ---------- 2

第１７期とちぎ自治講座：地方議員研修会

豪雨災害の教訓と防災のまちづくりの課題
～自治体の役割は～

- ❖講 師 **中 村 八 郎** 氏（防災まちづくり研究家）
- ❖日 時 2020年**2**月**9**日(日) 13:30～16:30
- ❖会 場 栃木市国府公民館　中会議室
  （〒328-0002 栃木市惣社町228-1 TEL 0282-27-3002）
- ❖参加費 議員2000円/会員1800円、一般1000円/会員800円
- ❖参加申し込みは、ＦＡＸかメールでお願いします。

第 12 回とちぎ地域・自治フォーラム基調講演（2019. 11. 4）

子ども虐待のすそ野の広がりと包括的対策(上)

～発見の手引、虐待の構造、具体的な支援～

浅 井 春 夫（立教大学名誉教授）

○ はじめに

立教大学を退職して 3 年目になります。これまで私は保育合研という 1 万人規模の集会ができるような保育団体の役員でもありましたので、保育の方は非常に大きな政策的な分岐点にあったのでかなり力点を置いてきました。今、児童福祉の研究者としては、社会的養護の問題や児童相談所の問題などに力点を置いて研究と運動をすすめようと思っています。

塩崎元厚生労働大臣の私的な諮問委員会で「新しい社会的養育ビジョン」（以下、「ビジョン）と略記）というものが出されました。そこでは、基本的に里親制度に大きく変えようという方向が出され、それに先立って 2016 年に法律改正が行われました。法律改正は全会一致で反対もなく通過しました。この法律改正について、私はやや疑義があります。法律で養育のあり方、内容論まで踏み込んで書き込むことは法律の範囲を超えているのではないかということです。どういう権利を守るかという点でいえば、誰がみても共通の点について書かなければならないと思います。養育の形態とか内容については様々な意見があるし、国際的に見ても結構大きな議論がある問題を法律に書き込むというのは強引過ぎるのではないかということです。この問題に関して私は明石書店から去年「＜施設養護か里親制度か＞の対立軸を越えて」という本を出しました。この本では、そういう対立軸で議論するのではなくて、本当に子どもの人権、権利を保障するためには、どういうシステムや内容が必要なのかという点で議論をしなければいけないのではないかということを書きました。

私の大学の時のゼミ生が現場に行っていろいろ勉強して、里親制度の問題は世界的に見てもこんな問題がある、一言でいえば「フォスターケア・ドリフト」といってたらい回しにされるという状況があって、そういう中で里親制度を一般的に考えれば少人数で少人数の子どもを養育するというのはパッと考えればいいと思いますけれども、そこには抜き差しならないような人間関係の中で、そして今日本のように虐待がこれだけある時代の中で、本当にセミプロといわれる里親の人たちに本当にこれだけ委ねていくということが本当にフォローできるような体制とか、しっかりした体制がない中で一般的にこうだというだけで、言っていいのかどうかということについても異論を差し挟んで、私たちとしてもこれは本を出して、そして今度は日本型の社会的養育の構想というのはどういうものなのかということについて、第二弾はそういう内容で考えていこうということで議論をしているところであります。

もうちょっと言うと、私も児童養護施設

で仕事をしておりましたので、現場の人たちに対する敬意があるのかなということが、私がまずこの「ビジョン」を読んだ時にカチンときました。そういうことを抜きに、社会がこういう方向になっているんだということだけで、この方向を進めていっていいのかということです。幼児については75％を短期間に移行するとか、学童の場合は半分は里親さんに移行すると。これは計算しても出来ない提案をしているわけです。できないビジョンというのは、単なる構想ということではなくて、無責任な提案になるのではないかということです。私自身は里親制度が増えることについては、もっと増やすべきだと思っています。乳幼児についてはもっと増やすべきだと思いますが、ただ今の条件整備と支援体制の不備なままで増やすとかなり大きな問題が起こるという議論をしてきました。

オーストラリアとかカナダとかの里親制度の先進国では、施設の方にもう 1 回ゆり戻しをしていないではないかという反論もありますが、全く筋違いです。一旦施設を閉じたら、もう１回施設に還ろうというのは相当な準備と議論と土地、建物を作るという条件が必要になります。そう考えると、今進められていることに対して私は徹底的に抗戦をしなければいけないと思っています。人間として譲ってはいけないこと、研究者が譲ってはいけないことがあるのではないかと思います。現場の人とも交流しながら研究者として現場の人がなかなか言えないことについては、私たちが言う責任があるのではないかと思っています。児童相談所の今後の改革のあり方についても、もっと大胆に議論しないと、なかなか進まないのではないかと率直に言って思っています。

今日は話は出来ませんが、性教育の分野、セクソロジーというのは人性学というふうに書いてもらえばいいと思います。これはジェンダー平等ということが今いろいろと議論されていますが、そういうことを私たちは先駆けて言ってきたつもりです。こういう運動の中で労働組合も含めてジェンダーのアンバランスというか不平等なところも結構あったりするということも含めて、いろんなことを問題提起しております。この性教育の中で、まだ出ていないんですが「包括的性教育」という性教育のあり方について今後もっと打ち出していきたいと思っています。国際セクシュアリティ教育ガイダンスというユニセフとかWHOとか国連の関連する国際団体が共同して検討して発表した世界の標準にもなっている性教育のあり方ですが、日本は全く遅れています。東京都でも昨年の３月だったですが、議会である公立中学校のバッシング（根拠のない、過剰なまでの攻撃や非難）が行われました。私たちは断じてこれは許せないということで運動しました。基本的にマスコミも多くの人達の世論も私たちの味方をして、こういうバッシングがなかなかできないような状況をある程度作ることができたのではないかというふうに思っております。

そんな事で今、やらなくてはならないことが結構一杯あるということを前提にしながら、今日は「子ども虐待」がテーマです。私自身は児童相談所とか児童養護施設、保育園に関わっていますけれども、戦後の福祉は戦争の後始末をするために再出発をしたんです。戦争が起これば戦争孤児が生まれる。実数よりはかなり少ないですが 12 万

3511 人という統計があります。実はこの統計も最近、いろいろ調べてみますと、厚生労働省が必ずしも持っているとはいえない。正確には公表していないんです。これは情報開示請求をしないといけないのではないかと思っているところであります。来年は戦後 75 年でありますので．是非ともこの栃木、宇都宮等も空襲があり、東京都の養育院もこの県内だったと思うんですけれども、そういうところも実は空爆を受けて子どもたちや職員が亡くなっているということです。戦後 75 年、来年に向けて今いろんなことを準備しております。これは北海道の戦争孤児だった方が自分のルーツを調べようと思っても、なかなか制限があるんです。児童相談所の方でこれはなかなか教えられないと、結果的に内容について、文章が出されても戦後直ぐの教科書みたいに塗り潰されているんです。従って自分のルーツ自体が分らないということです。私はその方だけではなくて、個人情報の問題はもちろんあるんですけれども、やはり自分のルーツを知る、名前を知るということ、戦争孤児というのは国家責任で行った戦争の結果ですのでこれは是非ともということで今国会の方に、河村建夫さんという自民党の重鎮にこういうことについてキチンと開示ができるようにして欲しいということをお願いするなどの取り組みをしております。素早い対応をしていただき、こういうことがわかる議員さんがいることに感銘を受けました。

今日私がいただいたテーマは、「子ども虐待を考える」ということで、その背景と解決に向けて、今日用意していただいた私の本も「子ども貧困解決への道」です。貧困があるかどうか。貧困がどの程度か、パーセンテージでどの程度かというだけではなくて、これを解決するという方向に進まなければ駄目だと思います。そういう点では、これだけ児童相談所がバッシングされますけれども、実態を見れば圧倒的に子どもの命を救っているのは児童相談所の取り組みです。そういうことを抜きにいろんな事件があったら、そこをバッシングするというマスコミのあり方も問題だし、この程度の改善しかしていないことも私は大きな問題だと思います。イギリスその他の国と比べても、職員の人口比の割合でいえば、１桁違うくらいの配置です。日本はこんな配置の中でやっているということ自体、本当に現場の方はご苦労されていると思います。そのことを放置してバッシングするというだけでは、何の解決にもなりません。まして里親制度の方に移行したら解決するということでも全くありません。そういうことについて今日は足早にお話をしたいと思います。

○ 虐待と貧困の関係

虐待というのは貧困と裏表の関係にあることは間違いありません。児童相談所の全国的な調査によっても、市町村民税を払う必要のない所得の人が、虐待でいうと３分の１以上です、その周辺の人を見れば半分くらいだというふうにいってもいいと思います。そういう経済的な貧困がベースにあるということは国際的にも共通の認識です。

○ 経済的貧困」から「貧困の文化」そして「発達の貧困」から破壊的行動

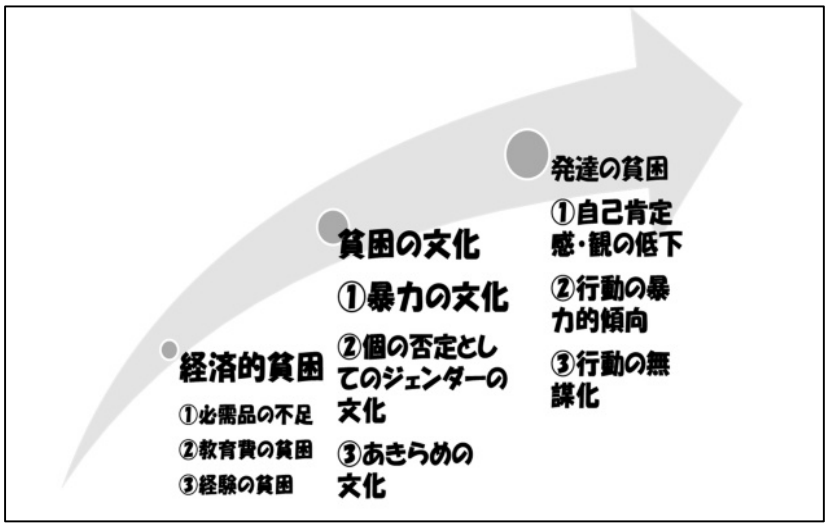

「経済的貧困」のうち「①必需品の不足」、「②教育費の貧困」はお分かりだと思いますが、「③の経験の貧困」というのは、お金がなければ夏休みにどこかに旅行に行くとか家族の思い出を作るような取り組みをする、或いはパソコンを持つ持たないというのも 1 つの経験としてあります。そういうもので格差が生まれるということもお金の問題で解決できることが沢山あります。しかし、実際にはそういう支援については非常に不十分といわざるを得ません。

そして「経済的貧困」というのは「貧困の文化」に繋がっていきやすいといえます。「貧困の文化」で特徴的なことは「①暴力の文化」です。それは家庭をつくればお互いがみんな幸せかというと必ずしもそうではありません。ＤＶもある。高齢者虐待もある。子ども虐待もある。この３つの虐待、３つの暴力が家庭の中にあるというのが現在の状況です。従ってこの貧困というものにどうアプローチしていくのか、そしてまた虐待という形で現れた問題が具体的な事実になった時に、どういうふうに対応できるかということが当然問われてます。

「②個の否定としてのジェンダーの文化」ということについても 1 つだけ言っておきたいと思います。例えば、子どもたちがドッチボールをします。男の子がバシッと当てられて泣いている。そうすると、先生が「タケシ君メソメソするんじゃないよ。また当ててこっちに入りなさいよ」「男の子なんでしょ。男らしくしようね。」というふうに言う。ケイコちゃんがパンツを振り乱しながらバンバン当てていることに対して「ケイコちゃん、女の子なんだからもうちょっとおしとやかにしたら。女の子なんでしょ」と言う時の「男の子なんでしょう」「女の子なんでしょ」、「男らしく」「女らしく」というこの「らしく」とか「でしょ」の上に「男」が付く「女」が付くと、決定的に違うというふうに皆さん思いませんか。「男らしくしなさい」というのは勇気・励まし・頑張りなさいメッセージです。「女らしくしなさい」というのは、そういう行為はもう少しトーンを落としなさい、止めなさいという禁止メッセージです。男であるか女であるかというのは、ジェンダーという視点からすれば全く違う方向にメッセージを送って、女性はそういうふうにするんではなくて、もうちょっとおしとやかに静

かにというふうにメッセージを送られることが基本的な内容になっています。これがジェンダーという大きな問題だと思います。そういうものが虐待とか貧困という家庭の中には少なくないということでもあります。

そして「貧困の文化」の最大の問題は「③あきらめの文化」です。「あきらめ」というのは本来仏教用語でいうと、「明らかに見極める」という意味です。放棄をするとか断念をするとかいう意味ではありません。

そういうことで「経済的貧困」から「貧困の文化」、そして「発達の貧困」ということで展開していくということです。こういうふうに虐待と貧困というのはメダルの裏表の関係にある事をここでは言っておきたいと思います。

○ そもそも虐待とは何か

そもそも虐待とは何かについては、皆さん十分ご承知のことかと思います。「虐げる」というのは爪で押さえつけるという爪の形です。虐待でよく言われているのは、子どもの乱用、不適切なかかわりということです。「ＡＢＵＳＥ」といいますけれども。「ＡＢ／ＵＳＥ」です。ＡＢというのは接頭語で「間違った方向に進む」という意味です。そういうことで、基本的な虐待という用語も改めて簡単に説明しておきたいと思います。

- 虐げるという字の意味は
- しつけ／体罰（教育的指導）／折檻／虐待
- 体罰はこれを禁ずるという建前と実際の二重構造
- 軍事文化に教育文化が統制された
- ABUSEは、AB／USE
  子どもの乱用、不適切なかかわり
- 「maltreatment」とは、大人に依存しケアされなければ生き、成長していくことのできない子どもに対する「不適切な関わり」

※ 「虐」の誤記に注意を！

○ なぜ虐待が発生するのか。

なぜ何故虐待が発生するのかということです。ジェンダーの問題で私が繰り返し言っているのは、これだけ男性が子育てに関わっていないで虐待の当事者になることの多さです。実態としては実母が多いです。それから実態としては心理的虐待がトップです。そういう中でやはり「社会的文化的背景」の大きな問題としてジェンダーにもとづいた暴力が考えなければならない問題です。

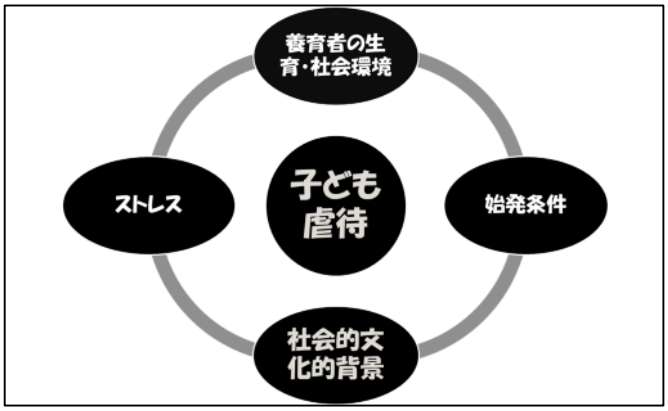

ジェンダーということを私が繰り返し言うのはそういう意味もあるということです。

「ストレス」の問題では、働くというこ

とに対してストレスが溜まりますし、生活を維持するにもストレスが溜まります。それから「養育者の生育・社会環境」も大きな要素です。補足しておくと。虐待をされた子どもは虐待する親になるという虐待のチェーン現象ということが、まだ教科書でも時々出たりいたします。もちろん事例としてはありますが、そういうチェーン現象が必然的に起こるというものでは全くありません。このことを指摘したのは、虐待の加害者になった親ももしかしたら虐待の被害者かもしれないという一面がある。それから虐待を受けた子どもを暴力を容認するような人間にはならないように育てていく、パックアップしていく、虐待の継続者にならないようにしていという一面がある。こういう二つの意味があって虐待のチェーン現象ということがいわれていると理解しないといけません。虐待を受けた子どもは虐待をする親になるんだというラベリングは排除しなければいけません。

そういう中で様々な始発条件があります。隣から子どもがいろいろ悪いことをしたので怒鳴り込んでこられるとか、親のいうこと聞かないとか、恨みがましい顔をするとか、そういうことがあったり、この前の有愛ちゃんのようになかなか言うことを聞かない、躾をしようと思ったけれどもなかなかできなというようなことです。この前もＮＨＫで放映をしていましたけれども、その虐待をした親も社会的に良い親にならなければいけないという社会的な視線をかなり強く意識する人で、学生時代からもそうであったということでした。そういう中でああいう死亡に到る事件まで起きているということです。雑誌なんかで「鬼親」のようにいうだけではなくて、そういう環境がどういうふうにつくられてきたのかということ、あの虐待行為自体は断じて許される事ではありませんが、でもその構造という観点で虐待というものを見ないといけないのではないかというふうに思います。事件を知れば、あの子どもがあの年齢で残した文章は本当に怒りを伴います。同時に私たちは虐待の構造としてどう理解するかということも必要なのではないかと思います。

○貧困が虐待の構造的背景

先程も言いましたが、貧困が虐待の構造的背景というのはここに書いているとおりです。

「児童虐待相談のケース分析等に関する調査」

1)虐待者の就労状況

正規就労　29.6%

2)虐待につながる要因

経済的な困難、虐待者の心身の状況

ひとり親家庭、夫婦間不和、不安定な就労

3)虐待者と世帯の経済状況

課税世帯は3分の1にすぎない

○ 子どもの貧困の構図

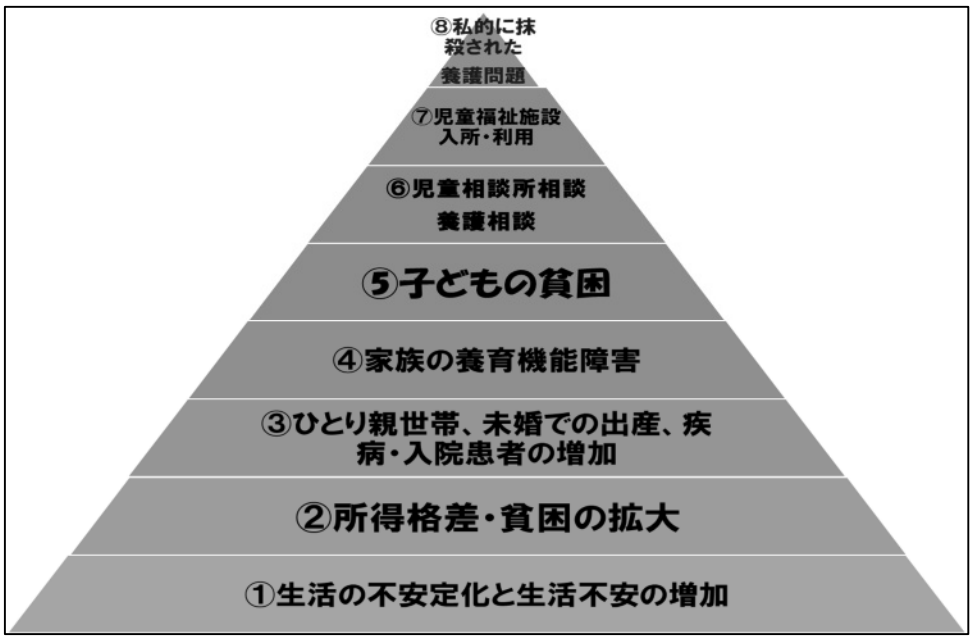

これは私の「子どもの貧困解決への道」に書いてあるのですが、こういう８つくらいの層で虐待とか貧困という問題を捉えることができるのではないかということです。例えば虐待についても基礎があります。貧困も、その土台とか基礎の構造があるんだということをみなくてはいけないということです。あの本の中には具体的な数字を入れています。この間の動きは、こういう裾野が広く深く問題になっているということを見なくてはいけないというふうに思います。一番上に「私的に抹殺された養護問題」というふうに書いております。これは本来だったら乳児院か養護施設でその子の人生を全うできたものが、しかし、私的に抹殺されたという現実があるということも見ておかなければいけないというふうに思います。

○ 児童虐待防止法のポイント

児童虐待防止法の中身については、このあとの現場の先生から報告がありますが、私も児童虐待防止法が成立するときに国会に二つの法案でアプローチしました。一つは、社会福祉事業法改正という

（児童虐待の早期発見等）
第五条　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）
第六条　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

議論があって、これは社会福祉を儲けの方向に動かしていく可能性があるというので、作るなというアプローチをいたしました。同時にもう一つの法案は、この児童虐待防止法です。これは作らないといけないでしょうと。厚生労働省は当初は児童福祉法の中にある虐待事項についての改正で済まそうというレベルでありましたが、やはり単独の法律でなければいけないと。最初できたのは16カ条の法律でしたが、それを法改正ということで積み上げて、法律を準備していたということであります。因みに、アメリカのカリフォルニアの虐待防止の法律は２千か条だったと思います。事件があるたびに条項を積み立てていくと、だから学生も疲れてきて法律の条文が一杯ラックにあるというくらい、もう谷間、落ちこぼしは許さないんだという姿勢がかなりハッキリしているという状況です。

○ 他人と喜び協働できるちから

ネットワークとよくいわれます。私も埼玉県の児童虐待防止ネットワーク作りとそれから要保護児童地域対策協議会（要対協）作りには研修という形で関わってきました。この図のとおり３つのレベルがあります。

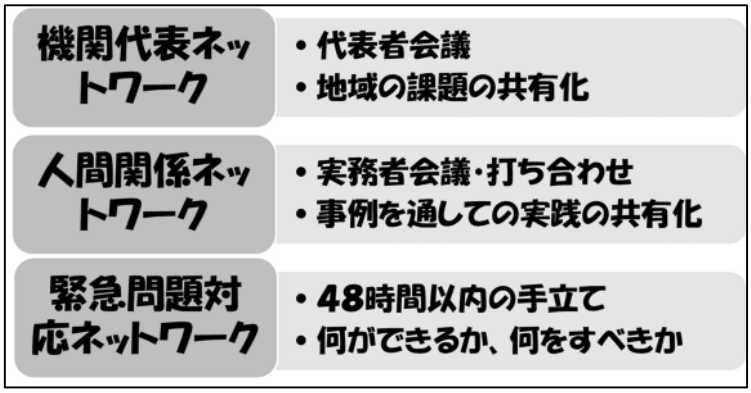

「機関代表ネットワーク」という点でいうと、これはやはり要対協中心ということになると思います。同時に要対協を機能させようと思えば、「人間関係ネットワーク」というのを作らなければいけないと思います。各自治体の規模とか財政事情に応じてこの要対協の機能の仕方というのはそれぞれ違います。従ってこの辺もどのように運営できるのかということです。全国平均的にいうと、要対協があるところは、例えば１年に２回とかという程度で展開することが多いです。私はそれはそれでいいと思うんですが、問題はその間を埋めるネットワークをもっと緻密に組まないといけないと思います。様々な虐待とか養護問題とかが出るわけですから、それに対してどういうふうに具体的に対応するかというネットワークを作らないといけないのではないかと思います。児童相談所の職員の中にも、福祉事務所の家庭児童相談室も常勤の先生はほとんどいません。そういう人たちがかなり中心的に運営をしたり、勉強会をしたりしながら、具体的な対応をしています。

もう一ついいたいのは「緊急問題対応ネットワーク」です。これは48時間以内の手立てを取るということです。これは埼玉で、まず最初に48時間ルールを作りました。「埼玉虐待から子どもを守る会」を一緒に作って、その中心メンバーでありました児童相談所の副所長までやった方は、非常に

よく頑張って、緊急出動の時は「出撃だ」とかいいながら出ていった人ですけれども、くも膜下出血でその方は亡くなりました。この 48 時間というものを本当に機能させようと思えば、現場の職員の人の条件環境を更に飛躍的に大きくしないといけないんじゃないかと思います。１回や２回は出来ますけれども、本当にこれだけ恒常的に虐待が増えている時代のなかで、48 時間ルールを具体化しようと思ったら相当難しいというふうに思います。

立教大学池袋キャンパスは豊島区にありますので、池袋キャンパスの豊島区の青少年問題委員会の座長などもやらしていただいて、そのなかで議論をしながら学んだのは、虐待の通告とか議論があったら、できればそこの現場に 48 時間以内に緊急に集まる、できればその日の午前中だったらその日の夜とか次の日の朝に集まるという形で、集まれる人が集まるということです。もちろん児童相談所持ちにしないのがいいんです。集まれる人が集まって、どのように対応するかということをまず議論をする。議論をする内容は事態を共有するということであると思います。そういう緊急問題対応ネットワークのところまで網の目を組んでいかないといけないのではないかと思います。

○ 虐待問題を考えるポイント

1)マイルドスパンキングもNO！スウェーデン体罰禁止法
しつけ・体罰・虐待の線引き論議を続けても？
閣僚会議「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(3月19日)のはじめに「体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進」 あれ？！
2)子どもの権利条約第19条
親・養育をする他の者による虐待からの保護
3)おとなVS子どもの力関係を直視
情報・教育・経済・進路などの決定権
4)虐待を繰り返さないシステムと関係性の形成
反省し、行動を修正していくこと

児童虐待防止法の改正等も行われましたが、体罰禁止というのは当然のことだと思います。虐待を４つの種類で禁止した時点で、それは親であっても、受け手はすべて子どもですから、それは教師であろうと親であろうと地域の人であろうと虐待は虐待です。なおかつ「体罰」という用語を使うことが極めて曖昧な状況を作ってしまうんではないかと思います。何をもって体罰というのか。スウェーデンには体罰禁止法という法律があります。そこでの規定は非常に明確です。マイルドスパンキングも止めやうと、つまり頑張りなさいというお尻たたきもやめましょうと、叩く必要はありません。言葉と表情で表情で頑張りなさいということは、具体的な頑張りなさいの内容を提示することが大事なことであって、マイルドスパンキングだったらいいけれども、これだったら駄目だという分け方はできないでしょう。だから私はこの言葉についても、もう一方では体罰等に頼らない子育てのあり方について、大事に考えて親の学ぶ機会というものを作らないといけないと思います。

子育て支援とかいろんなことが議論され

ますけれども、白梅大学短大で「子ども家庭支援論」の授業をする機会に、いろいろ読みましたがそれまでのテキストでは駄目だということで福祉保育保健の中心的なテキストを作りました。建帛社という出版社から「子ども家庭支援論」というものを出すことにしました。私が何故それが駄目だと思ったかというと、子育て支援というけれども、これを徹底したらみんなその矛先はお母さんに焦点が当たって、お母さん頑張れになっているではないかと、子育てサークルもそうです。この内容ではお母さんをもっと苦しめる可能性だってあるではないかという点で、私はこの本のサブタイトルは「家族の多様性とジェンダーの理解」というふうにしました。この本はもうそろそろ出版されますので読んでいただければと思います。

○ 虐待を繰り返す親の特徴・傾向

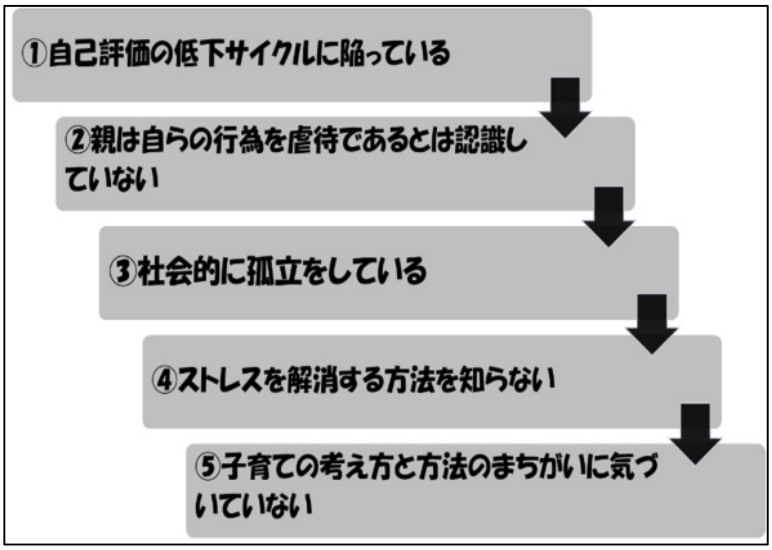

虐待を繰り返す親の特徴・傾向ということです。ここに書いてありますように「自己評価の低下サイクルに陥っている」というのは、虐待とは駄目だということは基本的に頭では分かっているけれどもまた繰り返しやってしまう。或いは、「親は自らの行為を虐待であるとは認識していない」、躾という言葉自体も大きな問題だと思います。躾というのは漢字で書けば身体の「身」に「美」しいというのを付けて 1 つの言葉になります。だから躾というのは自分の身体的な機能を合理的に美しく使えるようにするということです。例えば箸を持つというのも、ちゃんと箸を持てない子だと鉛筆の持ち方も基本的にあまりうまく出来きないという合理性があります。そういう点での躾というのは座り方とかいろんなことがあると思いますが、ジェンダーという観点で躾という問題も見なければいけないのではないかと思います。

大人たちの育った環境の考え方、ワンパターンで子どもに押し付けるということについては見直さなければいけないのではないかと思います。児童福祉法の改正とか虐待防止法の改正についてもジェンダーという視点できちんと国会では議論をしていないで、大きく前進したんだというふうな言い方については、私はいかがなものかと思います。その他に「社会的に孤立をしている」「ストレスを解消する方法を知らない」「子育ての考え方と方法のまちがいに気づいていない」というものが重なりながら虐

待を繰り返すということになります。その時にやはり大事なのは、専門職の人がそこに様々な介入をしていくということだと思います。そういう取り組みをするためには児童相談所の職員の方々．心理の専門家の方々或いは要対協の方々、東京のような大きなところでは家庭児童相談センターとかの子育て支援の地域センターを作る中でどうやってやっていくのかということが問われているのではないかと思います。

【参考図書】

・「子ども貧困解決への道」（自治体研究社）

・「＜設養護か里親制度か＞の対立軸を超えて」（明石書店）

（本稿は、当日の講演録を基に事務局が編集した原稿に講演者が加筆･修正を加えて作成したものです。）

「Society 5.0」の名のもとですすむ公共サービスの産業化

公共サービスの産業化と地方自治

「Society 5.0」戦略下の自治体・地域経済

岡田知弘著　定価（本体 1300 円＋税）

国・自治体の政策決定、公共サービスや公共施設の運営、公共機関がもつ国民・住民の個人情報まで、あらゆる公共領域が成長戦略に位置づけられ、さらなる市場化が強行されつつある。その政策によって、自治体政策や地域経済がどう変質するのか、対抗軸はどこにあるかを問う。

主な内容

第１章　国の意思決定の仕組みが変わった―「行政の私物化」の背景にあるもの―
第２章　日本経団連の「Society 5.0」成長戦略と「自治体戦略 2040 構想」
第３章　「地方統治構造」改革と「地方創生」
第４章　「公共サービスの産業化」政策と「自治体戦略 2040 構想」
第５章　「グローバル国家」型構造改革が日本の地域を破壊している
第６章　自治体・公共サービスを主権者のものに

自治体研究社　当社の書籍は、ホームページからも購入できます　http://www.jichiken.jp/ E-mail info@jichiken.jp

好評本誌連載一書にまとまる！

地方議会改革の10年

●寺島　渉著　定価（本体 1600 円＋税）

地方議会は主権者である住民を代表し、「住民自治の根幹」として自治を担う主役である。しかし、首長の追認機関から脱け出せずに、本来の議会機能を発揮できない地方議会も少なくない。著者は長野県飯綱町議会議長として、町民と議会の懇談会、「議会白書」の発行、中学生議会など、斬新な改革を展開して、住民に信頼され存在感のある地方議会を作り上げてきた。その経験を通して、住民福祉の向上をはじめ、特徴ある地域経営を発展させる地方議会のあり方を提出する。

◆目次より

第１章●「議会改革」実践の 10 年―飯綱町議会の挑戦　合併で旧町村人口は激減、「平成の大合併」検証を／めざす議会像、改革課題を住民に示す／議員は、学び合いと自由討議で成長する／議会基本条例の制定／住民の請願・陳情に誠実に対応／議会改革と議長のリーダーシップ　第２章●**議会改革のいっそうの前進のために**　議会改革は避けて通れない／地方議会の復興　第３章●**議員のなり手不足問題の打開策を考える**　なり手不足は全国的に深刻／総務省「町村議会のあり方研究会」報告書の検討／地方議会に女性議員を増やす努力

年表　**飯綱町議会議会改革の歩み**

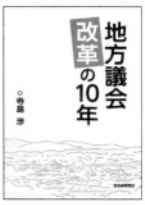

自治体研究社　当社の書籍は、ホームページからも購入できます　http://www.jichiken.jp/ E-mail info@jichiken.jp